

鳥取県中学校総合体育大会（地区大会）における合同チーム編成規定

鳥取県中学校体育連盟

複数の合同チームは、下記の条件で鳥取県中学校総合体育大会（地区予選会）への参加を認める。なお、本規定は少子化に伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えることを趣旨とする救済処置であり、勝利至上を目的とする合同チームには適用されない。

記

- 1 合同チームとは、学校内に部活動を持つ複数の中学校で編成した1つのチームである。
- 2 学校単独では出場最低人数には足りず、チーム編成ができないとき、該当校の学校長の判断により合同チームを編成することができる。ただし、勝利至上の趣旨ではなく、合同が適正であると認められた場合に限る。
- 3 合同チームを編成する場合は、校長連名で様式1により各校長が申請書を地区中体連へ提出する。各地区中体連は承認した場合、様式2により承認書を県中体連へ提出する。その際、県中体連専門委員長へも報告を行っておくものとする。
- 4 合同チームは、個人の部を持たない種目の団体の部において編成を認める。
その種目とは、バスケットボール、サッカー、バレーボール、ハンドボール、軟式野球
ソフトボール、ホッケーとする。
- 5 出場最低人数とは以下の人数とし、この人数を下回った場合を原則として、合同チームを編成することができる。
バスケットボール 5人 サッカー 11人 バレーボール 6人 *ハンドボール 7人
軟式野球 9人 ソフトボール 9人 ホッケー 6人
* 人数の偏り・学校事情による合同チームの解消等についても柔軟に対応すること。（前年度の県総体（地区大会）以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度についても、県中体連会長・各地区中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して県総体（地区大会）に参加することができる。）
- 6 合同チームは、監督と各学校の引率教員を付け、計画的に合同の活動を行っている部に限る。
- 7 合同チームは、鳥取県中学校総合体育大会、地区予選大会への出場を認めるものとする。
- 8 チーム名は校名連記とすること。
- 9 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。

附則

- ・ 本規定は、平成14年7月2日にこれを制定し、平成15年度鳥取県中学校総合体育大会（地区予選大会）から適用する。
 - ・ 平成20年 5月13日 一部改訂
 - ・ 平成22年 4月16日 一部改訂
 - ・ 平成26年 5月 8日 一部改訂
 - ・ 平成27年 4月14日 一部改訂
 - ・ 令和 3年12月 7日 一部改定
 - ・ 令和 5年 4月18日 一部改定
- * ハンドボールは出場最低人数5名だが（試合する人数は7名）、試合開始時から2名少ない人数ではあまりに教育的でないことから7名とする。

合同チーム編成申請書

令和 年 月 日

鳥取県中学校体育連盟会長 様

_____ 地区中体連会長 様

_____ 中学校長

_____ 中学校長

氏名 _____ 印 _____

氏名 _____ 印 _____

下記の通り、該当学校合意の上、合同チームを編成し大会に参加することを申請します。

記

1 合同チーム編成種目 _____ 男・女

2 合同チーム編成希望校の部員状況

_____ 中学校	1年 _____ 人		
	2年 _____ 人		
	3年 _____ 人	合計 _____ 人	
_____ 中学校	1年 _____ 人		
	2年 _____ 人		
	3年 _____ 人	合計 _____ 人	

3 参加希望大会 _____ 地区大会 _____ の部

鳥取県中学校総合体育大会 _____ の部

* 県中総体まで勝ち進むことを前提に記入して下さい。

4 合同チーム名 _____

5 代表顧問氏名 _____ 中学校 氏名 _____

* 地区中体連事務局へ2部提出

様式 2

鳥取県中学校体育連盟会長 様

合 同 チ ー ム 編 成 承 認 書

別紙様式1により申請のあった合同チーム編成について

中学校体育連盟

で審査した結果、合同チーム編成の目的と条件に適合していますので、承認して報告いたします。

令和 年 月 日

中学校体育連盟

会 長

印